

社団法人 日本理学療法士協会  
東北ブロック協議会会則

第1章 総則

【名称】

第1条 本会は、社団法人日本理学療法士協会東北ブロック協議会と称する。

【事務所】

第2条 この会の事務局を会長在職の県内に置く。

【目的】

第3条 本会、理学療法士の人格・倫理および学術技能の向上発展・東北6県の理学療法士会相互の福利・親睦に関する事項を協議する。

【協議】【事業】

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の協議を行う。

1. 理学療法士として、学術技能の振興に関する事項。
2. 学術大会・研修会の開催に関する事項。
3. 理学療法士としての社会的地位の向上と、相互福利に関する事項。
4. その他、本会の目的を達成するために必要な事項。

第2章 会員

【資格】

第5条 本会の会員は、社団法人日本理学療法士協会青森県理学療法士会、秋田県理学療法士会・岩手県理学療法士会・山形県理学療法士会・宮城県理学療法士会・福島県理学療法士会の会員とする。

【入会および退会】

第6条 本会の会員は、前条の資格を満たしたときは会員とし、資格を失ったときは退会とする。

第3章 役員

【種別】

第7条 本会は下記の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 1名
3. 理事 12名(会長、副会長を含む)
4. 監事 2名

【選出】

第8条 本会の役員選出方法は、細則による。

【職責】

第9条 会長は本会を代表し学術大会を開催するとともに、会務を統括する。

副会長は会長を補佐する。また、会長がその責務を遂行できない場合は、それを代行する。

理事は理事会を組織し、会務を執行する。

監事は本会の業務および財産を管理し、理事

会に報告する。

【任期】

第10条 本会の役員の任期は2年とし、再任は妨げない。また、補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

【その他の機関】

第11条 本会に顧問を置くことができる。

第4章 理事会

【種別】

第12条 理事会は、定例理事会および臨時理事会とする。

【構成】

第13条 理事会は、理事により構成する。

監事・顧問及び協議会事務局員は、理事会に出席するものとし、意見を述べることができる。

【招集】

第14条 会議は会長が招集する。

【開催】

第15条 定例理事会は、年2回開催する。

また、臨時理事会は、会長が必要と認めた時開催する。

【議事】

第16条 理事会に付議すべき事項は、次のとおりとする。

1. 事業報告ならびに会計報告
2. 事業計画ならびに予算案
3. その他、必要と認めた事項

【議長】

第17条 理事会の議長は副会長がこれに当る。

【定足数】

第18条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開会することができない。

【議決】

第19条 理事会の議決は、出席構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

【委任状】

第20条 やむを得ない理由のため、出席できない理事は、書面を以って委任することができる。

委任状を提出した理事は、会議で議決された事項について承認したものとする。

第5章 総会

【開催】

第21条 総会は理事会が代行し、会長が招集するものとする。なお、議事議決内容については、各県理学療法士会総会に報告する。

但し、特別な事由により理事会が必要と認めた場合には、臨時に学術大会の期間内に、会員による特別総会を開く。

**【議 事】**

第22条 特別総会に付議すべき事項は、次のとおりとする。

1. 会則の制定及び変更
2. その他、理事会において必要と認めた事項

**【議 長】**

第23条 特別総会の議長は、その特別総会において、出席した会員の中から選任する。

**【議 決】**

第24条 特別総会の議決は、出席構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## 第6章 学術大会

**【名称・目的】**

第25条 本会に東北理学療法学術大会（以下「学術大会」）を置く。

学術大会は、理学療法に関する学術・技能の研究発表・教育研修に関する事業を行なう。

**【細 則】**

第26条 学術大会に関して必要な事項は別にこれを定める。

## 第7章 会費および会計

**【会費】**

第27条 本会の経費は、会費およびその他を以ってこれにあてる。

**【会計年度】**

第28条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり3月31日に終わる。

## 第8章 表 彰

**【表彰項目】**

第29条 東北ブロック協議会功労賞、東北理学療法学術大会奨励賞および東北理学療法学術大会最優秀賞を設ける。

**【選 考】**

第30条 選考に関して必要な事項は別にこれを定める。

## 第9章 会則の制定および変更

**【制定・変更】**

第31条 会則の制定および変更は、特別総会において出席構成員の3分の2以上の賛成を得なければならない。

## 第10章 補 則

第32条 会則施行についての細則は、理事会の議決を経て別にこれを定める。

**付 則**

本会則は、昭和61年11月16日より施行する。

本会則は、平成8年11月10日より一部改正により施行する。

本会則は、平成19年12月2日より一部改正により施行する。